

くらしのかわら版

第46号

平成29年1月発行

第46号の内容



- ▼平成28年度上半期消費生活相談受付状況
- ▼4月から都市ガスも小売全面自由化！
- ▼石油ストーブなどの一酸化炭素中毒の事故に注意！
- ▼今後開催予定の講座の御案内

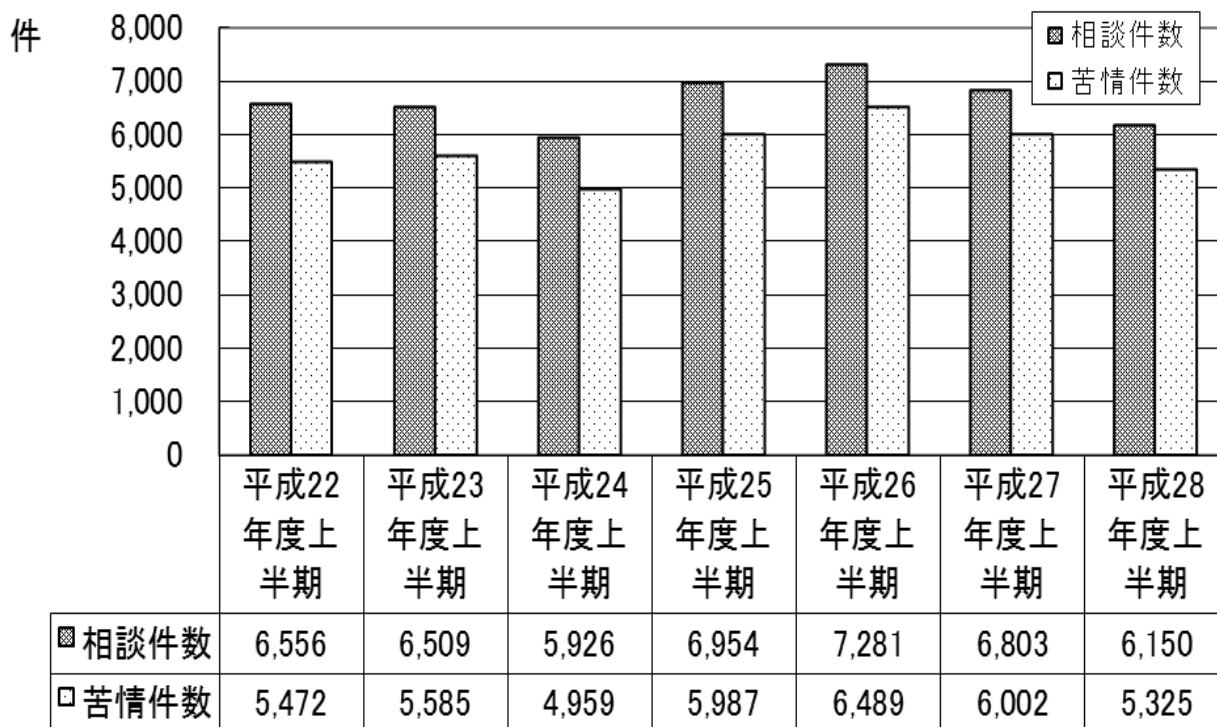
平成28年度上半期消費生活相談受付状況

平成28年度上半期（平成28年4月1日から平成28年度9月30日まで）に滋賀県内消費生活相談窓口で受け付けた相談について取りまとめました。詳細は当センターHP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/gaiyo/files/20170116.pdf>をご覧ください。

1 苦情件数が4年連続5,000件以上と高水準で推移

相談の総受付件数は6,150件で前年同期（6,803件）に比べ、653件減少しました。このうち苦情相談の件数は5,325件で前年同期（6,002件）に比べ677件減少したものの、4年連続で5,000件以上となり、依然高い水準で推移しています。

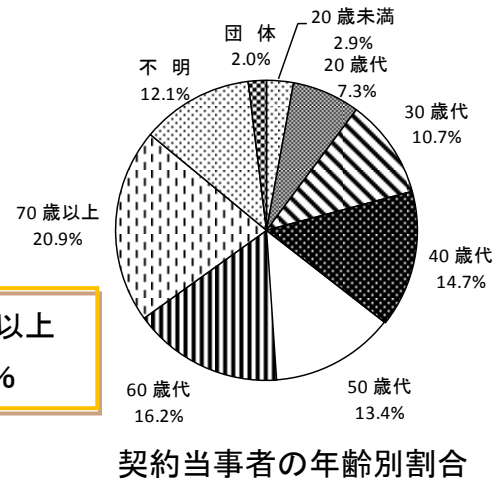
相談受付総件数と苦情件数の推移



2 65歳以上の高齢者からの相談が3割を占める

高齢者（65歳以上）からの相談件数は1,822件で、相談受付総件数の約3割（29.6%）を占めています。

契約当事者の年齢別割合を見ると、「70歳以上」が1,285件（20.9%）で最も多く、これに「60歳代」994件（16.2%）、「40歳代」904件（14.7%）が続いています。



3 「健康食品」の相談1.3倍に増加

「健康食品」の相談は186件で、前年同期の143件と比べ43件増加し、1.3倍となりました。また、「自動車」の相談は154件（前年同期126件）で28件増加し、携帯電話サービスなどの「移動通信サービス」の相談も128件（前年同期108件）で20件増加しました。

アダルト情報サイトやオンラインゲームなどのインターネット上で得られる情報・サービスである「デジタルコンテンツ」の相談が、前年度に続き圧倒的に多数を占めましたが、相談件数は1,013件で前年同期の1,234件と比べ221件減少しました。

相談件数の上位10品目

平成28年度上半期			平成27年度上半期		
順位	商品・役務名	件数	順位	商品・役務名	件数
1	デジタルコンテンツ	1013	1	デジタルコンテンツ	1234
2	商品一般	285	2	商品一般	399
3	インターネット通信サービス	272	3	インターネット通信サービス	303
4	フリーローン・サラ金	236	4	フリーローン・サラ金	240
5	工事・建築	196	5	賃貸住宅	193
6	賃貸住宅	188	5	工事・建築	193
7	健康食品	186	7	健康食品	143
8	自動車	154	8	自動車	126
9	移動通信サービス	128	9	移動通信サービス	108
10	修理サービス	98	10	修理サービス	99

《事例・・・定期コースと知らずに購入した健康食品》

インターネット広告で、「お試し1か月500円のサプリメント」と表示されたので申し込んだ。商品到着後、「4か月必須コース」だと気づいた。業者に電話したら、「1か月分の定期コースの代金3,960円で解約に応じる」と言われた。返品したい。（40歳代 女性からの相談）

- ・契約内容や解約条件について広告に表示があるかどうか、表示がある場合はその内容を十分確認してから申込みましょう。インターネット通販の場合は、注文画面を印刷したり、注文確認メールを保存しておきましょう。
- ・広告に「お試し（価格）」「初回〇円」「送料のみ」などの表示があるときは、①定期購入が条件になっていないか、②定期購入期間内に解約が可能か、③解約の申し出先や方法（電話・メール等）などについて、商品を購入する前に十分確認しましょう。

4月から都市ガスも小売全面自由化！

平成29年4月から、電力に続いて都市ガスの小売も全面自由化されます。これにより家庭においても都市ガスの利用者が供給元を選べるようになります。ガス小売事業者は登録制となっており、電力会社を中心に全国で9社が登録されています（平成28年12月28日現在）。県内事業者の登録は今のところありません。事業者を切り替える際は、契約内容を十分確認して申込みましょう。

事業者を切り替えたい時は・・・

原則として、新たに契約しようとしている事業者に連絡してください。ただし、オール電化やLPガスを使っている人は、切替え前の事業者にも連絡する必要があります。また、申込みの受付時期は事業者によって異なるため、直接事業者にお問い合わせください。

事業者を選ぶ際のポイント

まず、事業者がガス事業法に基づき登録されている事業者かどうかを確認してください。資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧が掲載されています。また、事業者から料金を含む供給条件について書面で説明されますので、その内容を確認してください。料金のみではなく、保安に対する取組や、契約期間、契約解除などの条件をよく確認し、納得したうえで契約するようにしましょう。

●ガス事業制度についての問い合わせ先

ガス事業者の所在地に応じ、経済産業省及び各経済産業局が相談を受け付けています。

（出典：経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会、資源エネルギー庁HP）

石油ストーブなどによる一酸化炭素中毒の事故に注意！

【事例】気密性の高い閉め切った寝室で、石油ストーブをつけて就寝中、一酸化炭素中毒により死亡した。（80歳代 男性）

【ひとこと助言】

石油ストーブなどを使用する際には、必ず一定時間ごとに換気を行いましょう。就寝時には必ずストーブを消しましょう。空気取入口等にほこりがたまっていないか確認し、こまめに清掃するようにしましょう。

（出典：独立行政法人 製品評価技術基盤機構HP）

ちよつとまって!!

ギフトカードの購入を指示してくるのは詐欺です

サイト登録完了しました。登録料は99,800円です。支払はコンビニで。〇〇ギフトカードを買って、カード番号を教えてください。

あなたは宝くじに当たりました。お金を渡すので、手数料を支払ってください。支払いはコンビニで。〇〇ギフトカードを買って、カード番号を写真で送ってください。

こんなあやしい話があったら…

い や や
188 まで

全国共通ダイヤル
消費者ホットライン

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

滋賀県・滋賀県警察

★今後開催予定の講座の御案内★

◆消費者講座◆

日時	テーマ	講師	会場
2月2日(木) 14:00～16:00	高齢者の消費者トラブルを防ぐため 地域でできること	京都産業大学 法科大学院教授	守山市生涯学 習・教育支援セン ター
2月16日(木) 14:00～16:00	～高齢者の「見守り」について～	高嶋 英弘 氏	滋賀県消費生活 センター

◆◇「困ったな」「変だな」と思ったら、
まず消費生活相談窓口へご相談ください◆◇
滋賀県消費生活センター 0749-23-0999
平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く



くらしのかわら版第46号（平成29年1月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成29年5月上旬に発行予定です。